

た め 池 整 備 特 記 仕 様 書

1. 総則

1-1 適用

本工事は、栃木県土木工事共通仕様書特記仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。

1-2 用地買収及び補償

発注者が、確保している工事用地（土取場、土捨場、仮置場等）は別に示すとおりであり、受注者は、工事施工に先立ち監督員の立会のうえ、境界・使用条件等について確認を行なわなければならない。

受注者は、工事用地の使用条件に基づき必要な措置を講じること。また、発注者が工事用地を権利関係者に返還する際には、立会わなければならない。

1-3 施工計画

共通仕様書第 1 編共通編 1-1-1-4 第 1 項に示すとおり、受注者は、当該現場の現場着手日前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成して監督職員に提出しなければならない。

1-4 調査、試験

受注者は、発注者が各種計測及び試験調査を実施する場合は、監督員の指示に従わなければならない。

1-5 写真記録管理

写真記録管理は、写真管理基準（案）の類似工種に基づき写真撮影を行う他、トレンチ部や堤体袖部の基礎地盤状況や湧水発生箇所についても写真撮影を行うこと。

受注者は、盛土のまき出し、転圧にあたっては、段切り・掻き起し・使用機種・まき出し厚が確認できるよう、下表の頻度に応じた写真撮影を行うこと。なお、工事中においても随時確認できるよう整理しておくこと。

箇所 施工状況写真撮影頻度

トレンチ	[第 1 層目及び盛土高 2m毎に 1 箇所]/施工延長 40m
堤体(コア土・抱土)	[第 1 層目及び盛土高 3m毎に 1 箇所]/施工延長 40m
堤体(さや土)	第 1 層目及び盛土高 3m毎に 1 箇所
底樋	第 1 層目及び盛土高 3m毎かつ盛土区分毎に 1 箇所
洪水吐	第 1 層目及び盛土高 3m毎かつ盛土区分毎に 1 箇所

1-6 購入土について

購入土はユニ・ソイルを使用する。

明細に計上されている購入土の土量は、締固め後の仕上がり土量である。

購入土については、ユニ・ソイルを使用し、下記表の値以上の数値を有するものとする。

粘着力 C	内部摩擦角 ϕ
30 kN/m ²	25 °

表：購盛土の土質定数

1-7 安全対策

受注者は、工事期間が収穫期と重なる場合は、営農車両が農道を通行することから、地元関係者との連絡を密にし、交通の安全を確保すること。また、工事期間中の道路維持管理については、受注者の責任において実施するものとし、維持管理不十分のために生じた構造物等の損害または、事故が生じた場合にかかる費用は、受注者の負担とする。

2. 仮設工

2-1 一般

受注者は、仮設工事において、設計図書に示された工法で施工することが困難な場合は、監督員と協議して変更することができる。なお、指定仮設以外の任意仮設において、第三者に影響を及ぼす恐れのある仮設については、施工計画書にその内容を記載して提出し監督員と協議しなければならない。

2-2 水替工

仮締め切り・仮廻し水路は、設計図等によるほか、流水等に対し安全な構造とし、受注者は、工事期間中これらの適切な維持管理をしなければならない。

受注者は、汚濁水の流出等不測の事態が生じた場合は、監督員及び関係者に速やかに連絡するなど迅速に対処しなければならない。なお、工事に起因する汚濁水は、環境保全、自然保護等について十分留意し、関係法令に従い処理しなければならない。

受注者は、仮締め切り内の水替は排水計画に万全を期し、常時適切に管理をしなければならない。

2-3 仮排水工の管理

受注者は、受注者の責任において仮排水工の適切な維持管理をしなければならない。

受注者は、仮排水工の計画流量を越える場合の処置に当たっては、あらかじめ監督員と協議のうえ、緊急時に備えなければならない。

2-4 土取場・土捨場・仮置場

土取場・土捨場・仮置場は設計図書等によるほか、場所や搬出搬入方法を変更する場合は、受注者は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

設計図書で指定されている土取場・土捨場・仮置場については、工事完了前に受注者、監督員、権利関係者立会いのもとで確認を行うものとする。

2-5 既設ベンチ

仮設計画図より、既設ベンチを撤去再設置する。

2-6 樹木の伐採移植

樹木伐採移植計画図より、桜 2 本を移植する。

樹木伐採移植計画図より、ため池堤体付近の樹木を伐採撤去する。

(ただし、上記桜及びアジサイを除く)

樹木伐採移植計画図より、ため池堤体のアジサイは別所へ移植し、その他のアジサイは工事前に仮移植し、工事後に元の場所に再移植すること。

樹木及び移植先は発注後地元と確認すること。

移植樹木等が工事完了引き渡し後 1 年以内に枯死または形勢不良（小枝が樹冠部のおおむね 3 分の 2 以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね 3 分の 1 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になるとされるものを含む）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死または形勢不良の判断は発注者と請負者が立ち合いの上行うものとする。

3. 堤体工

3-1 堤体盛土のまき出し、転圧

仕上り厚・締固め回数の標準は次表のとおりとするほか、盛土試験により決定する。受注者は、標準の仕上り厚、締固め回数で堤体盛土の品質管理基準値を満たさない場合は、監督員と協議して変更することができる。

締固め機種	盛土区分	(D) 仕上り厚	(N) 締固め回数
タンピングローラー	コア土	20 cm	10
	抱土		8
	マサ土		6
タイヤローラー (8～20ton)	コア土	20 cm	6
	抱土		6
	マサ土		4
振動ローラー (3～4ton)	コア土	20 cm	8
	抱土		6
	マサ土		4
振動ローラー (ハットガイト式) (0.8～1.1ton)	コア土	10 cm	8
	抱土		6
	マサ土		4
タンパ (60～100 kg)	コア土	10 cm	8
	抱土		6
	マサ土		4

堤体の現場密度は、確実に締固め度 95%以上かつ現場強度の目標値を確保しなければならない。

3-2 遮水性ゾーンの施工方法

本工事堤体の遮水性ゾーンの施工については、令和5年3月兵庫県農林水産部農地整備課「兵庫県ため池ベントナイトシート工法設計・施工マニュアル」に準拠して施工を行うこと。

ベントナイト系遮水シートは、下記表の数値を有するものとする。

透水係数 kg	厚み
5.0×10^{-11} m/s 以下	7.0mm

表：ベントナイト系遮水シート

構造物接続部は、構造物との密着性を高め、漏水が生じないようにすること。

3-3 埋戻し材料

受注者は、監督職員が指示する埋戻し材料については、土木工事共通仕様書（栃木県農政部）第4編 工事別編-第12章ため池改修工事によるほか、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用地しなければならない。

ア 法面に一定勾配（1:1.8）で施工し、水中でも泥土化せず崩れないもの

イ 透水係数が低く、吸水して水に溶けださない

ウ せん断抵抗力が一定以上あるもの

3-5 堤体掘削による残土処分

益子町土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則に準ずる。

5. 法面保護工

5-1 工法

工法は設計図書によるものとし、各メーカーの施工要領に基づき施工すること。

5-2 規格

護岸工に用いるブロックマットの規格は、防災型（ $t = 80\text{mm}$ ）,防草タイプとする。

5-3 割付図

受注者は、あらかじめ監督員に割付図及び施工要領を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

製作工

1. 掘削基面

- 1) 設計図により基面高を設定する。

2. 製作用型枠

- 1) 型枠寸法として、内法・内高を検尺し許容値を5mmとする。
- 2) 内面では、D・BOX袋が裂けないよう平滑に強固接合する。
- 3) 型枠は水平面に設置し、原則として敷鉄板を用いる。
- 4) 型枠寸法は、LS150（内法1500×1500）、LS100（内法1000×1000）
（LS100重量＝0.5t/袋・LS150重量＝2.0t/袋）

3. D・BOX袋詰め

- 1) 中詰め材を型枠内に均等位置にセットし、シワを伸ばし重り等で袋がズレないようにする。
- 2) 中詰め材（RC-40）を定量投入し、均等に均し転圧する。
- 3) 最終投入時も四隅等、袋のズレがないか確認する。

4. 蓋の閉口

- 1) 下蓋の構造は、2重2方向の両開きとなっているため、隙間を無くし、袋の張を確認する。
- 2) 上蓋の左右位置、袋が緩んでない事を確認し、最後に中央の吊りフックを取り出しておく。

5. 保管

- 1) 制作済のD・BOXは、所定場所の保管、長期間の補間は遮光シートで覆う。

敷設工

1. 設置

- 1) 設置位置を確認し、任意数を敷設する。
- 2) 敷設した順番にバケットでゆっくり加圧し、最後に敷設した一つ手前まで加圧する。
- 3) バックホウに続き、ランマ・コンパクターで袋中心から渦巻状に1～2周転圧する。
- 4) 歩伸び対策として、延長のある場合、各ポイント毎で実長を管理し、最後列の一つ手前まで転圧を行う。
- 5) 作業ヤードに設置する場合の管理は、バックホウでの反力試験等を行い目標支持力を管理する。

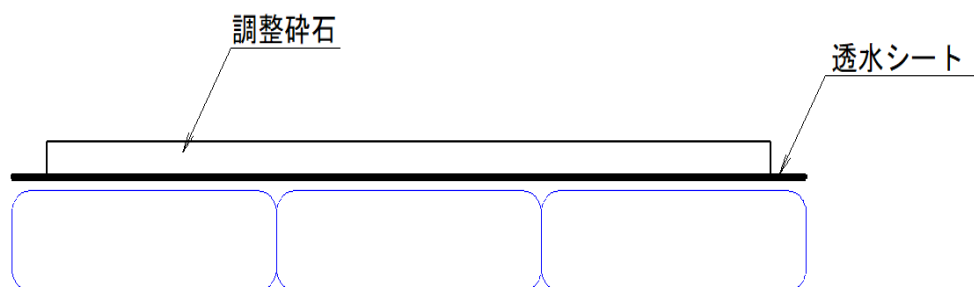
2. 透水シート

- 1) D・BOX透水シート設置位置は下記による。

D・BOX1段の場合

土木用透水シート(PP)

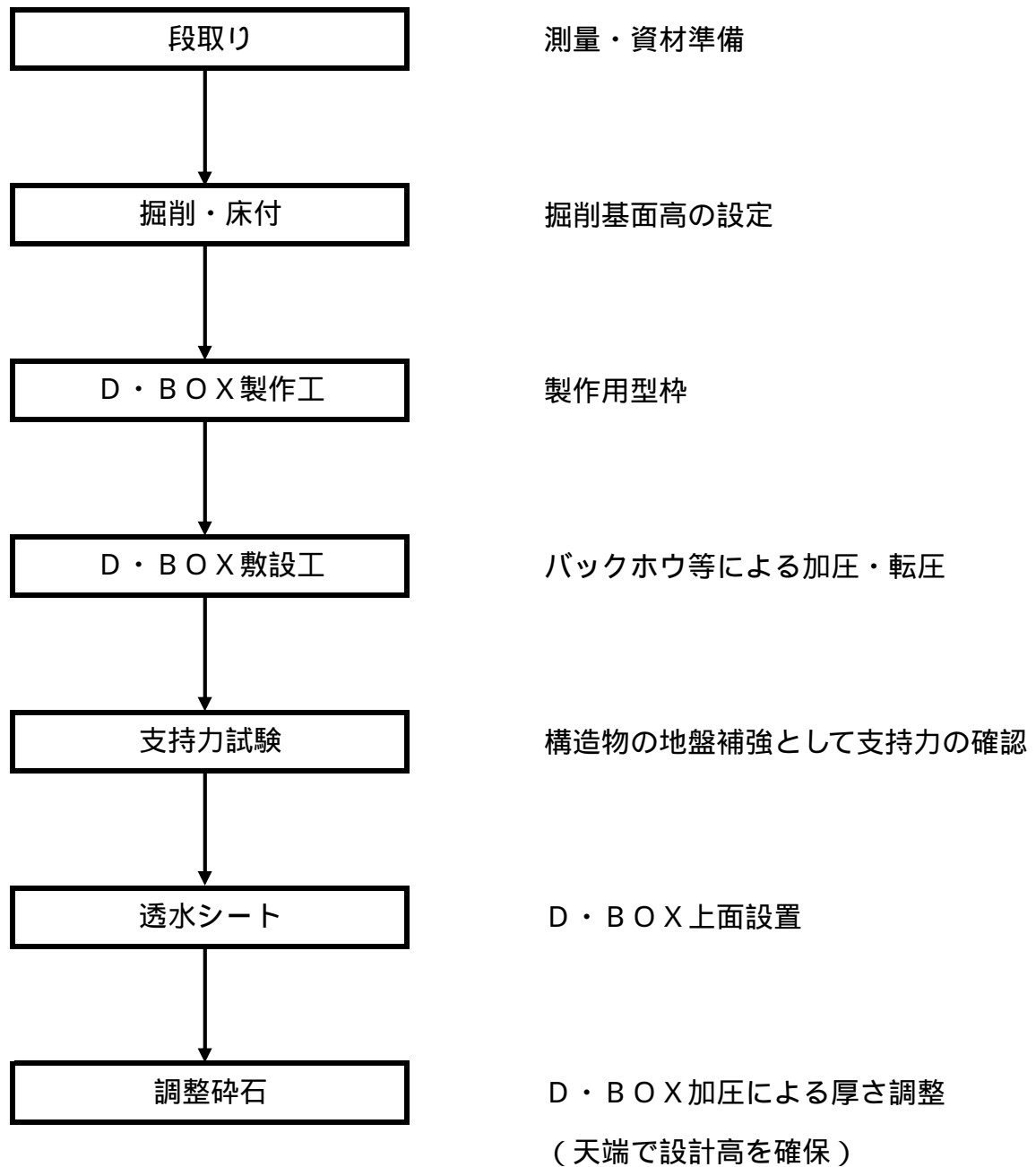
標準：1850N/5cm以上



3. 調整碎石

- 1) D・BOXに透水シートを布設後、調整碎石を敷設する。(RC-40)
- 2) 上面はコンクリート打設を避け、最小厚5～10cm以上の調整碎石厚を確保する。

施工手順



特記仕様書

再生材使用

第1条 再生材の供給確認について

[再生クラッシャーラン及び再生加熱アスファルト混合物に適用]

- 1 請負者は、「再生材のストック量の報告について」(様式 - 1)に基づく監督員からの指示があった場合は、再資源化施設から「再生材の供給確認書」(様式 - 2)を求め監督員に報告する。
- 2 請負者は、上記により供給不能の場合などやむを得ない事情により再生材が使用出来ない場合は、監督員と新材使用の協議を行う。

第2条 再生材の品質試験

請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)を使用する場合、6ヶ月以内の材料試験成績書(補足材の混入率(%))を明記したものを添付)を監督員に提出し承認を受けるものとする。なお、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)の使用時期が材料試験日から6ヶ月を経過した場合は、最新の材料試験成績書を提出し、再度承認を受けるものとする。

請負者は、再生材(再生加熱アスファルト混合物を除く)を使用する際、目視により形状に異常が認められた場合や監督員が指示した場合は、請負者の責任において現場搬入材から資料を採取し、公的試験機関((公財)とちぎ建設技術センター等)での材料試験により品質管理を行い、その記録を監督員に提出するものとする。

不正軽油使用防止対策

第1条 不正軽油使用の防止対策

- 1 本工事は、地方税(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。
- 2 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立会うなど協力を行うこと。

土木コンクリート構造物の品質確保

第1条 土木コンクリート構造物の品質確保について

- 1 本工事における水セメント比の指定を受ける構造物は、次表のとおりである。

構造物名称	種別	水セメント比の上限値	施工箇所	備考
洪水吐取水施設	鉄筋	55%	NO.1+15.3付近	平面図参照
集水桝	鉄筋	55%	NO.1+15.3付近	平面図参照

建設副産物に関する

第1条 建設発生土

- 1 指定Aの場合

- 1 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先(相手先工事名,場所等) 益子町大字益子2084-3・1710-11

イ 運搬距離 1.9 km

ウ 土質及び処分量 第2種建設発生土 1200m³

エ 搬出時期 令和7年9月～令和8年3月末日

オ 搬出方法 指定A

特記仕様書

第2条 建設廃棄物

1 本工事により発生する

イ コンクリート塊 [0.7m³] は、真岡市清水839地内、運搬距離 9.1kmの(株)塚田建材施設に運搬し、処理するものとする。

エ 建設発生木材 [7.7t] は、真岡市根本2129-1地内、運搬距離 8.0kmの(有)東陽木材資源施設に運搬し、処理するものとする。

2 なお、処理施設については、監督員と協議の上変更できるものとするが、原則として積算変更の対象としない。

第4条 残土処理に伴う土壌試験

- 8) 有機燐化合物
- 9) シアン化合物
- 10) PCB
- 11) トリクロロエチレン
- 12) テトラクロロエチレン
- 13) ジクロロメタン
- 14) 四塩化炭素
- 15) 1, 2-ジクロロエタン
- 16) 1, 1-ジクロロエチレン
- 17) 1, 2-ジクロロエチレン
- 18) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- 19) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- 20) 1, 3-ジクロロプロペン
- 21) チウラム
- 22) シマジン
- 23) チオベンカルブ
- 24) ベンゼン
- 25) クロロエチレン
- 26) 銅
- 27) ふっ素
- 28) ほう素
- 29) 1,4-ジオキサン
- 30) 水素イオン濃度

特記仕様書

建設副産物

- 1) 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、**再生資源利用計画**を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 2) 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 3) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、**再生資源利用促進計画**を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- 4) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。
- 5) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 6) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

保険の付保及び事故の補償

- 1) 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

共 通 仕 様 書

土木工事共通仕様書(令和4(2022)年版 栃木県農政部)

土木工事施工管理基準 令和4(2022)年版

土木工事共通仕様書令和4(2022)年版栃木県農政部に記載のため省略